

# 北杜市成年後見制度利用促進協議会会議録

- 1 会議名 北杜市成年後見制度利用促進協議会
- 2 開催日時 令和5年9月1日（金） 10:00～12:00
- 3 場所 北杜市役所西会議室
- 4 出席者
  - (1) 出席委員  
清水真理子会長  
江口伸介委員、杉本修委員、三井正美委員、平井はるみ委員、望月洋美委員、  
日野水丈士委員、清水市三委員
  - (2) 事務局  
福祉課長 櫻井義文  
福祉課 高柳博基、小澤弘枝  
北杜市成年後見制度中核機関（社会福祉協議会）：  
生活支援課長 山縣初美  
生活支援課 山田春香、松川さつき
  - (3) その他  
甲府家庭裁判所 中平主任書記官
- 5 議題
  - (1) 開会
  - (2) 会長あいさつ
  - (3) 北杜市成年後見制度利用促進協議会の目的
  - (4) 議事
    - ①北杜市の成年後見制度の利用状況
    - ②北杜市成年後見制度中核機関の活動状況
    - ③市民後見人の養成について
    - ④その他
  - (5) 閉会
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人の数 なし

## 8 審議内容

- 議 長 : 北杜市成年後見制度利用促進協議会会長ということで、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
審議を始める前に、議事録署名委員について、私から指名させていただきます。1 ページの名簿順とさせていただきます、今回は、三井正美委員と平井はるみ委員にお願い致します。  
本日の出席委員は8名です。  
北杜市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第6条第3項に規定する定足数(過半数)に達しておりますので、ただ今から審議を始めます。  
議事の「(1) 北杜市の成年後見制度の利用状況について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 : 資料に基づき「北杜市の成年後見制度の利用状況について」説明。  
議 長 : 説明が終わりました。何かご意見、ご質問等がありますか。  
北杜市の現状を教えてください。
- 委 員 : ほぼ家族がいない案件だった。複合的な問題があった。孤立していること、空き家の問題等いろんな問題を抱えている。  
「予防的支援」は成年後見制度に至る前にとのことだと思いが、北杜市で具体的に考えていることがあれば教えて欲しい。
- 事 務 局 : 深刻化する前に支援していく、特に北杜市は介護保険の認定率が他の市町村より低く、介護予防を積極的に行っている。公民館等、地域施設を利用しながら、個人ではなく地域全体で民生委員も含め活動を行う。障害者の支援についても「総合支援センターかざぐるま」があり相談体制を整えている。生活困窮の方も生活保護になる前に、生活支援担当で家計改善を支援し、予防に取り組んでいく。
- 委 員 : 他で問題が深刻化してから成年後見制度を利用するとあったが、その前に何ができるかとなると、各部署で相談を受け対応をする。一つの部署で解決するのは難しいので、早い段階で成年後見制度を利用することを検討する。成年後見制度を利用する前から複数の部署で長期的に関わるのが良い。
- 議 長 : それが重層的支援。予想して総合的に支援することが必要。  
委 員 : 現に支援している方も助かる。  
議 長 : ありがとうございます。何かありますか。  
委 員 : 北杜市の後見制度、利用伸びると思う。中核機関の機能強化とあるが、具体的に人員を増やす等の検討があるか。法人後見の組織をどのように立ち上げるのかなど検討はあるか。
- 議 長 : 第1回の時に専門家の方からアドバイスをいただいた具体的に提案があると良い。
- 事 務 局 : 中核機関の機能強化については避けて通れない。相談件数が多くて対応できないとなると、人力的支援を考えなければならない。増やすとなると予算も必用になる。社協さんと委託料を相談しないとならない。中核機関以外に福祉専門員の補助金も出しているので、整合性を取り検討する必要がある。予算的に増額し人員配置のサポートを検討。

ソフト面で市の機関やほかの団体がサポートできるか、中核に頼らず分散することができるのか見当が必要。

委託してから2年目。今年度の状況を見ながら検討する必要がある。予算的部分、ソフト面での役割分担の支援が考えられる。

法人組織については、社協の機能強化が図れるかが大前提。社協で受けられる体制であれば、作らなくていい訳ではないが、他の法人の受け皿はなくてよいと思う。法人後見として今後、手一杯の状況になるようならば、市内にも社会福祉法人で施設経営しているところもあるので、後見制度を受けていただけるよう掘り下げていきたい。市としても予算的体制、人員的支援が出来るようであれば支援していきたい。法人組織の立ち上げはいずれ必要になるが、具体的決まっていない。市内の社会福祉法人の協力をいただく必要がある。

議長 : 他に  
委員 : 機能強化の部分が気になっていた。社協の機能強化は、後見人支援機能を将来的にも拡充して欲しいと思っている。お金の問題もあるが、市と社協の連携。一体としての活動が必要になる。他の市町村で、案件が上がっても市で会議に出てきてくれないことがあった。それでは支援ができないので、委託はするが役割分担というよりも、一体となって中核機関を構成している方向性で頑張りたい。

事務局 : 重層的支援体制を導入していくと、総合的な窓口が必要になる。ほかの業務もあり集中してできない。専門的な窓口ができると社協と連携しやすくなる。  
委員 : 無理がある。中核機関の立ち上げでリーダーシップをとった。今後の方向性は、市が中心になって欲しいと思う。市の事業と言うことを強く考えて欲しい。

議長 : 問題点、課題も出てきた。他に北杜市の状況で質問はありますか。  
委員 : NPO 7件(14 ページ)とあるが、先程の社会福祉法人だけか。社協は6件。  
中核機関 : 法人後見をするNPOが市内に1カ所、甲府に1カ所ある。そこで受任している合計。

委員 : 法人組織の育成ですが、他の市は市民後見人の育成に重点的に入れている。法人組織の育成は福祉的、もう少し推進して欲しい。市民後見になると社協の負担が大きくなる。社協がやっていけない。市民後見が受任しても直ぐに動けない。長い期間置かないと裁判所の方も決断できない。ある程度、法人組織に持っていける状態であれば経験というところでも、違うパターンの推進が可能だと思う。市民後見が一度頓挫している。それ以降市民後見の活動に至ってない。今から市民後見を増やしていくと、バックアップは誰がやるのか。社協は負担が大きい。そうした時に、法人組織が活動できれば良い。法人も忙しいかもしれないが、別の組織を作るというところで特色がある。北杜市としても良いのではないかと。

議長 : 新たな提案が出た。  
事務局 : 北杜市は北の端で面積も大きい。成年後見制度のニーズも増えていく。中心から離れているので支援が行き届きづらいのが課題。きめ細かい支援を社協以外の法人で立ち上げていけば対応が出来るのではないかと提案をした。

議長 : そこら辺は今後の検討課題。北杜市は弁護士も司法書士も少ないので協力関

係を築かないと困難だと思う。

次に進めさせていただきます。「(2) 北杜市成年後見制度中核機関の活動状況」について説明をお願いします。

- 中核機関  
議長  
委員
- : 資料に基づき「北杜市成年後見制度中核機関の活動状況」説明。  
: 報告が終わりました。ご意見、質問はありますか。  
: 相談経路の内訳にケアマネが少ないのが気になった。後見制度のことはよくわかっている。複雑、複合化の問題で、高齢者は包括支援センターに相談し個別ケースケア会議の中で後見人が必要か否かの判断をしている。包括の数に入っているのを説明して欲しい。
- 中核機関
- : 申し訳ない。ケアマネの相談機関として包括支援センターで受けていただく。計画相談は総合支援センターかざぐるまに相談をする。ケアマネからの相談は、包括支援センターと総合支援センターかざぐるまに含まれている。最近の状況は、こちらで成年後見制度の相談を受けられることがケアマネさん等に知れ渡り、令和5年度は直接相談される件数が増えている傾向にある。
- 議長  
委員
- : 民生委員も包括に相談する。計画相談委員さん、今の状況はどうですか。  
: 説明いただいた通り、昨年度くらいから一緒に持つケースが出てきていて頼もしい。普段かかわりがある支援員、計画相談員からアプローチして出会いの場を調整していただき、本人に直接会って説明していただくことが出来ている。
- 議長  
委員
- : ありがとうございます。他にありますか。  
: 今すぐ成年後見人の申立てをしなければならぬケースだけではなく、その前の相談も入ってくる。中核機関で一度受け止めて、社協単独でやるのではなく、今何が必要か、支援調整会議の中で問題が起きてない案件も上げていただき、みんなで話をし、また持ち帰り検討する。また会議にかけたりと、行ったり来たりがあっても良いのではないかと。他の市町村を見ると、そこまでしっかりやるのは大変。長く続かない。大切だと思うので長く続けるにはどうしたらよいか話し合うのが良いのではないかと。  
後見人支援で、具体的な内容の負担感はどのようなものか。
- 中核機関
- : 後見人より依頼され会議を調整し開催に至った。  
負担は、検討を重ねアドバイザーからも意見をいただき土地、山林があるので、福祉で申し立てをしたケースがあった。選任されたのは司法書士だった。在宅で福祉の支援が必要であったが、遠方の先生が在宅の支援をするとなると「どうしたらいいのか、お金がない」というようなことを中核に訴えがある。その対応がとても大変。後見人のバックアップ、選任人のところから中核がどこまで係わるのかで負担感も変わる。どうにもならないことが負担。
- 委員
- : 直接的な支援より、調整に入る。基本的にはそれでいい。中核が北杜市全案件に責任を持って対応というわけではない。問題が起きているところの対応で良い。希望通りの後見人がつかなかったことは、選ぶ権利は裁判所にあるので、受任調整会議の場に裁判所の方に来ていただくと良い。他家裁はそのような話も出している。
- 家裁
- : 司法機関なので中立公平な立場が求められる。具体的に、選任された後見人に不満を持つ親族が解任申立てをしたとき、解任をするか否かの判断をしな

ければならない。後見人を支援するとなると、具体的に踏み込んだ時の中立公平性。そういう観点から、他県でも受任調整会議に参加ではなく、どうい  
うものかを知る。実情を知ると言うことも職員の成長につながるので、見学  
という形で発言はしない。聞いた情報も選任の手続きには生かさないが、係  
わらせていただくことはある。

議 長 : そういうものなんですね。ありがとうございます。他にいかがですか。  
委 員 : 後見人が付く方は高齢者や障害者、何だかのサービスを利用している可能性  
が高い。遠方の先生が付くときは、社協さん、サービス事業者を巻き込んで  
ケース会議を活発にしてもらった方がいい。

生活保護の割合はあまり変わらない。障害者の方も含まれているのかと思う。  
あまり変わっていないのは、かざぐるまと事業者の連携で上手くいっているの  
ではないかと思う。地域包括支援センターの職員は多いが、要支援1、2の方  
は障害福祉手帳を持っている方の数と同じくらい。そうすると、かざぐるまの  
職員数が少なすぎる。そこを頼るのは大変。

議 長 : 改めて聞いて確かにと考えた。重層的支援につながると思う。そういったこ  
とを含めた福祉計画に繋げていくのが必要。事務局で何かありますか。

委 員 : 私から。合併時に生活保護を担当していた。合併当時と今では問題の重さが  
違う。支える職員のスキルが大切。合併前は保健師、合併してから社会福祉  
士を雇用。残念ながら新卒採用となると職員を育てられない。人数も足りな  
い。スキルも足りない。ここをどうしていくかは考えている。いろんな分野  
に社会福祉士を置きローテーションしながら成長できればと思う。福祉事務  
所として課題だと考えている。重層的支援もそこがうまく回らないと支援も  
難しい。お互い助けるのが重層的支援なので、人事とも話し進めたいと考  
えている。

議 長 : 他にどうですか。まだ残っているので次に進みます。  
「(3) 市民後見人の養成について」お願いします。

事 務 局 : 資料に基づき「市民後見人の養成について」説明。

議 長 : ありがとうございます。

ここは、先程から意見が出されているように、先生方からも指摘されてい  
るように、福祉として受け止めないとならない。市民後見人必要性は分かるが、  
具体的に誰がどのようにやるのか、もう少し検討が必要。前回からも指摘さ  
れていること。事務局どうでしょう。

事 務 局 : これまでの議論の中で、中核機関の機能強化を取り上げている。そこも含め  
て具体的にできるのか、中核が出来なければ違うところに持っていくか、も  
しくは一般の社会福祉法人の方が自主事業としてやるならば、市が補助金  
を出して取り組むことも可能。方法としては必ず中核の方へ業務委託しない形  
でも、民間でも活動される方もいる。法人でも活動される方はいるので、業  
務委託ではなく補助金という形。必ずしも中核でなければ出来ないというわ  
けではない。組み立ての方法はいろいろある。団体を活用していくようになる。

議 長 : どうでしょうか。

委 員 : 市民後見には報酬付与の審判を行わないとある。後見人の年間の報告は市民

後見人でも必要ですよ。

- オブザーバー : 市民後見人と親族後見人と何が違うかは、親族であるかないかの違いだけ。報告はしていただく。市民後見人でも報酬付与の審判の申立てがあれば適切な額を算出し審判を出す。どのように確保するかは、後見人の内部調整になるかもしれない。財力がある方だと、そこから受け取るかもしれない。ないのであれば助成制度を受ける。市民後見人だから報酬付与の審判はしないとすることはない。申立をしないのであれば、裁判所が積極的にして下さいという立場にない。
- 委員 : 裁判所では市民後見人を任命するとなれば、活動の内容、財産管理等の報告は必要。後見人にお金がなければ市で助成してくれる制度がしっかりしてないと難しいということではないか。
- オブザーバー : 市民後見人のなり手が完全無報酬だとおっしゃる通り。
- 委員 : 市民後見人のかかわり方は、山梨だと社協が一般的だと思う。他地域は社協のかかわりがなく積極的に選ばれているところもある。社協だけではなく、弁護士や社会福祉士の専門職が監督につく形で選任されるケースがある。北海道では市民後見人を2名選んで監督人を付けない形をとっている。北杜市はどのような姿がいいのか見当が必要。なんでも社協ではやりきれない。
- 事務局 : 調査してバランスが良い形が取れると良い。
- 委員 : 平成23年から市民後見人を養成してきたが、結局活動していないのはなぜか。
- 委員 : 研修はして名簿はある。その当時は研修が目的となり今後の活動となる前に、社協の権利擁護の話があり、そちらがメインとなった。
- 中核機関 : 市民後見人を目指す方より、教養講座を受けたいといった印象だった。最終的に市民後見人を目指したのは7名。年齢層も高齢化している印象。支援員として活動となり、社協と契約したのが3名。社協の定年が70歳で終了した。3名を使うのも大変だった。養成講座をしてきたが、市民後見人として立ち立できるメンバーはいなかった。
- 議長 : 人材育成に試行錯誤しているのが分かる。
- 委員 : 市民後見人の育成をしても後見人につながらない。山梨の現状では少人数でも後見人になってもらえると助かる。養成を繰り返す意味は大きい。地域に成年後見制度、権利擁護の理解が広がるのは大きな意義がある。将来的に後見人以外にも活躍の場の議論がされている。地域の力として活躍していただくと思うので養成を続けて欲しい。
- 委員 : 現在7名の後見人になっており、70歳を超えている。高齢化が進んでいると元気な高齢者が高齢者を支える。若い方々は仕事もあり難しい。受任するときは同じくらいの年齢の方が気持ちもわかる。北杜市に遠方から来るのは大変。北杜市内でカバーしないと大変。北杜市が法人後見をどうするか重要。市民後見の養成も重要。市民後見の方に監督官、福祉後見は今後も続くのか。独立させて市民後見人として活動するか。
- 家裁 : 家庭裁判所として考えに至ってない。どのような選任があるかは、法人組織が成年後見監督人としている。法人から独立され市民後見人となった例もあ

議 長 : り、その法人と後見人となった。  
: ありがとうございます。終わりにします。  
「(4) その他」はいいですね。  
いろいろな意見があったが最後に書記官感想、指摘をお願いします。

オブザーバー : 北杜市社協で作った中核機関のパンフレットを送っていただいた。とても助かっている。福祉機関に関係なく直接家裁に来る人もいる。案内をするのに活用させていただいている。山梨県でも3例目。とても頑張ってくれている。  
いろいろな問題もあるが頑張ってもらいたい。

議 長 : 継続して頑張ってもらいたい。事務局何かありますか。  
事 務 局 : なし  
議 長 : 終わります。

正午 終了